

徳島県告示第五百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十七日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

212	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		新浜勝浦	勝浦郡勝浦野大字三溪字平九 六番一地从先から 同 三番二地先まで	三九二・〇	令和五年十一月十七日